

『第三者行為による傷病届』を提出してください

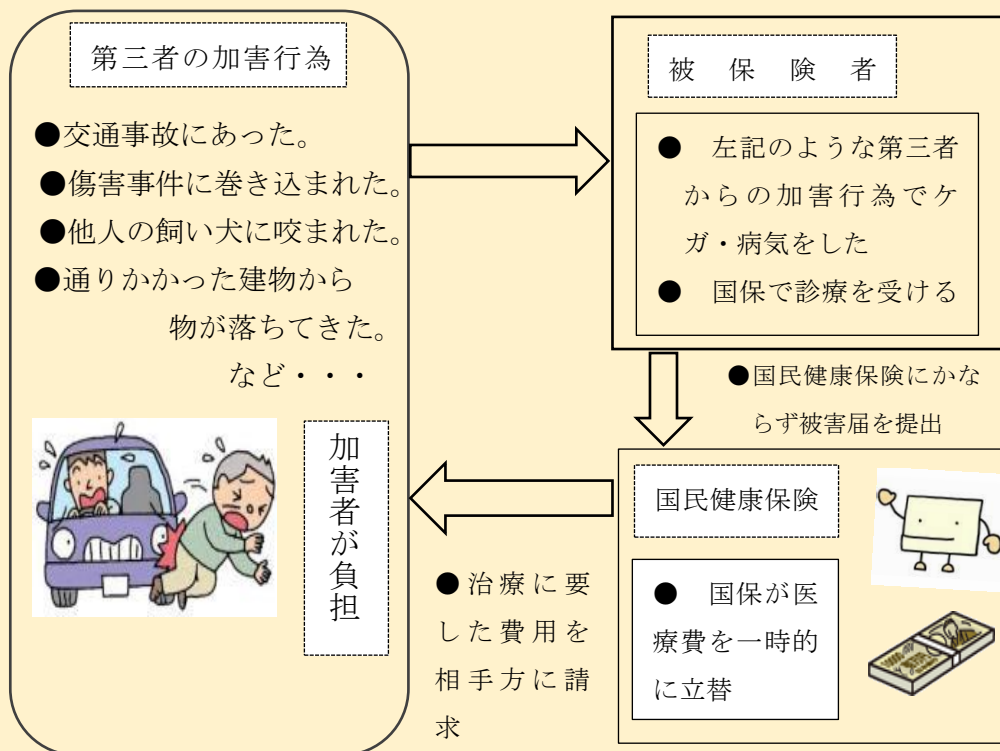
注意!

ご存知ですか？

交通事故や暴力行為など、第三者（加害者）の行為によるけが
病気をしたときは被害の状況を直ちに保険者に届けることが義務付け
されています。
(国民健康保険法施行規則第32条の6)

○ なぜ届けを出すのか・・・

本来、被害者に過失がない限り加害者が医療費の全額を負担します、このような場合でも国保での保険診療を受けることができますが、同時にかならず国民健康保険課に傷病届を提出してください



○ 注意していただきたいこと

- 交通事故の場合には、交通事故証明書（人身事故）も必要です。迷わず警察に届け出てください。
- 家族や親戚との間の傷病（たとえば同乗中の事故）であっても届け出てください。
- 相手方が不明の場合でも届け出てください。
- ご自身の過失の大・小に関わらず、届け出てください。
- 相手方が現実に医療費等の支払をした場合、その分の費用を国民健康保険は負担しません。

○ 届けをしない場合はどうなるのか

届出がない場合は、医療機関から保険者への請求が届き次第被害者に全額請求させていただきます。

また、相手方との取り決めや示談は慎重にお願いします。それらの内容によっては国保が負担した費用を相手に請求できなくなり、被保険者が負担しなければならなくなる場合があります。

問い合わせ先

倉敷市国民健康保険課

電話 426-3281